



個人番号カードの概要及び 公的個人認証サービスを活用した オンライン取引等の可能性について

平成27年12月
総務省自治行政局住民制度課

個人番号カードの様式、申請・交付

様式

表面(案)



- おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

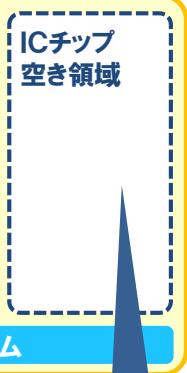
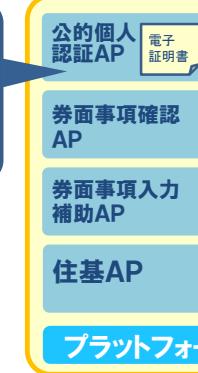
裏面(案)



- うら面には、マイナンバーが記載され、マイナンバーを証明することができる。

ICチップ内のAP構成

電子
証明書
を格納
する。



市町村等が用意した独自
アプリ を搭載するために利用する。

申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備ができる旨の通知書を送付。
市町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料については無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

個人番号カードのメリット

行政

民間

個人番号を証明する書類として



- 個人番号を証明する書類として個人番号カードを提示



- 所得把握の精度向上
- 公平・公正な社会を実現

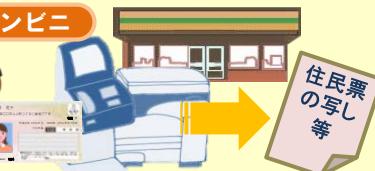
券面

を利用する

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

行政

コンビニなどで行政上の各種証明書を取得



- コンビニ等において住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明を取得できる。

- 住民の利便性向上
- 市町村窓口の効率化

アプリ

または
電子証明書

を利用する

現在、100市町村が導入し約2,000万人が利用できる。平成28年度中に、導入市町村は約300に増加し約6,000万人が利用できることとなる予定。

本人確認の際の公的な身分証明書として



なりすまし被害の防止

券面

または
電子証明書

を利用する

△個人番号の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。

△金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

各種行政手続のオンライン申請



- 電子申請(e-Tax等)の利用
- 行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

- 行政の効率化
- 手続き漏れによる損失の回避

電子証明書

を利用する

マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できる。

民間

各種民間のオンライン取引／口座開設



- インターネットにおける不正アクセスが多発→公的個人認証サービスの民間開放
- インターネットへの安全なアクセス手段の提供

- オンラインバンキング等を安全かつ迅速に利用

電子証明書

を利用する

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

付加サービスを搭載した多目的カード

- 国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中
- 自治体～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 民間～ポイントカードや入退社管理、社員証等として利用可能



将来的には様々なカードが個人番号カードに一元化

券面

または
アプリ

または
電子証明書

を利用する

「コンビニ交付サービス」の普及拡大について

○全国のコンビニエンスストア（約47,000）で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、個人番号カードの導入に伴い、平成28年度中に、コンビニ交付の実施団体数を300団体とし、実施団体の人口の合計も3倍の6,000万人を超えることを目指す。

個人番号カード

- ◆H28.1から交付開始
- ◆交付手数料は無料

表面(案)



裏面(案)



住 民



● 取得できる証明書

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・住民票記載事項証明書※
- ・各種税証明書※
- ・戸籍証明書※
- ・戸籍の附票の写し※

※対応しない市町村もあり。

コンビニ等
(約47,000箇所)



※1 一部店舗でのみご利用いただけます。
※2 千葉県内2店舗、埼玉県内1店舗で営業時間内にご利用いただけます。

証明書
交付センター



証明書裏面の
偽造防止情報も
付加

市町村
(約1,740箇所)



証明書発行サーバ



証明書情報を作成

導入のメリット

- ・住民の利便性向上
- ・窓口業務の負担軽減
- ・証明書交付事務コストの低減

いつでも

早朝から夜（6:30～23:00）まで土日祝日も対応

どこでも

全国の約47,000店舗で交付を受けられる

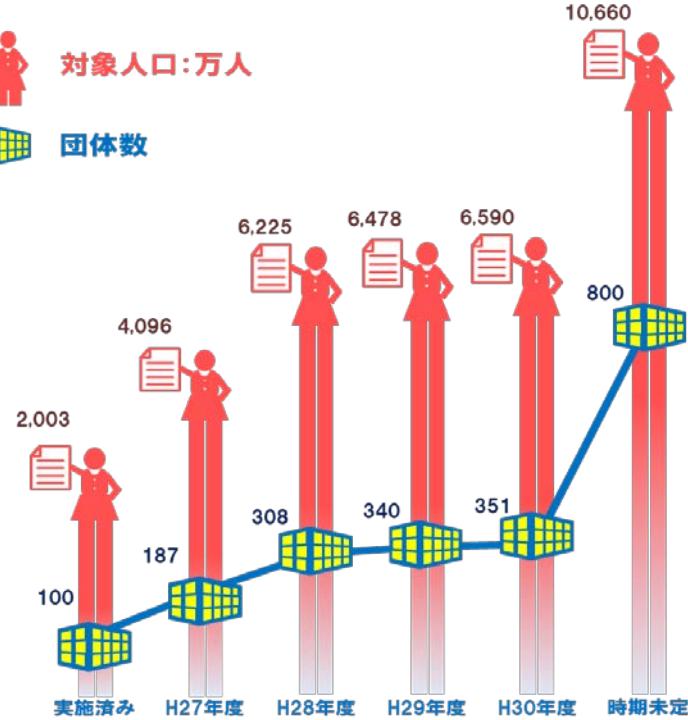
(参考) コンビニ交付に係る市町村へのアンケート
調査結果



対象人口:万人



団体数



※ J-LISが平成26年度末に実施したアンケート調査結果による。
実施済み団体数は平成27年6月1日現在。
対象人口は 平成26年1月1日現在の人口をもとに算出。

個人番号カードの普及・利活用に係る政府の方針（1／3）

「世界最先端IT 国家創造宣言」(平成26年6月24日閣議決定)の変更
(平成27年6月30日閣議決定)

III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

(1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

(2) 個人番号カードの普及・利活用の促進

2016年1月から国家公務員身分証との一体化を進め、あわせて、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。また、2017年度以降の個人番号カードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、個人情報の保護や金融犯罪の防止等が十分確保されることを前提に、民間事業者と検討を進める。また、2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とするほか、印鑑登録者識別カードなどの行政が発行する各種カードとの一体化を図る。加えて、各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。

そして、個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。

自動車検査登録事務では、2017年度にワンストップサービスを抜本拡大し、個人番号カードの公的個人認証機能の活用や提出書類の合理化等を進める。

また、個人番号カードにより提供されるサービスの多様化を図るために、個人番号カードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付について、来年度中に実施団体の人口の合計が6千万人を超えることを目指す。更に、住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付や、海外転出後の公的個人認証機能の継続利用等のサービスの2019年度中の開始を目指し、検討を進める。

(3) マイナポータルの構築・利活用

個人番号カードの公的個人認証機能を活用し、官民で連携した仕組みを設け、電子私書箱機能を活用した官民の証明書類の提出や引っ越し・死亡等に係るワンストップサービスや、テレビ・スマートフォン等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを、2017年1月のマイナポータルの運用開始に合わせて順次実現する。

(4) 個人番号カード及び法人番号を活用した官民の政府調達事務の効率化

法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を2017年度から順次開始する。

個人番号カードの普及・利活用に係る政府の方針（2／3）

「世界最先端IT 国家創造宣言 工程表」改定

(平成27年6月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)

2. ITを利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会

(1) 地方創生IT 利活用促進プランの推進

○国・地方公共団体におけるIT利活用に係る行政サービスの向上

- ・ 法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を2017年度から順次開始する。また、入札資格情報や調達情報の国・地方公共団体間での共有や、調達情報の取得を容易にすることで、民間事業者による参入を促進するべく、2017年度から順次地方公共団体で上述システムの利用を可能とする。
- ・ 地域の企業等における国・地方公共団体等との契約・手続きに関し、その書類作成・送付・立ち合い等の負担を軽減するため、個人番号カード及び法人番号等を活用して、国・地方公共団体等に関し横断的に資格審査・入札・契約を電子的に処理し得る環境を整備する。

○農林水産業・観光業分野等における事例の収集とガイドラインの検討等

- ・ マイナンバー制度の導入を見据え、複数分野のサービス等の連携、新たな社会サービスの創出のインフラとなる公的個人認証サービスの活用を推進する。

4. ITを利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

(1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

○マイナンバー制度の導入

- ・ 2015年10月より個人番号（以下、マイナンバー）・法人番号の付番・通知を行い、2016年1月より利用を開始する。

○マイナポータルの構築・利活用

- ・ 国民の利便性の向上や安全・安心の確保の観点から、情報通信に係る市場・技術の動向を踏まえ、スマートフォン、タブレット端末やテレビ等、利用チャネル及び認証手段の拡大に向けた検討を行う。特にCATVについては、次世代セットトップボックス等への個人番号カードの読み取り機能の実装に向けた取組を推進する。

個人番号カードの普及・利活用に係る政府の方針（3／3）

○個人番号カードの普及・利活用の促進

- ・ 2016年1月より、個人番号カードの交付を開始する(電子証明書を含めて初回交付無料)。なお、交付に当たっては、顔認証システムも補助的に活用する。
- ・ 2016年1月から国家公務員身分証との一体化を進め、併せて、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。
- ・ 2017年度以降の個人番号カードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、個人情報の保護や金融犯罪の防止等が十分確保されることを前提に、民間事業者と検討を進める。
- ・ 2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とする。
- ・ 印鑑登録者識別カード等の行政が発行する各種カードとの一体化等、市町村による独自利用の推進を図る。
- ・ 各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。
- ・ 個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。
- ・ 個人番号カードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付等を利用できる地方公共団体・事業者を拡大するとともに、対象手続きの拡大について検討を行い、2016年1月以降、順次、拡大を行い、コンビニ交付について2016年度中に実施団体の人口の合計が6千万人を超えることを目指す。
- ・ 住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付や、海外転出後の公的個人認証機能の継続利用等のサービスの2019年度中の開始をめざし、検討を進める。
- ・ 公的な身分証明書として、2016年1月までに、法令に基づくものを含め、官民の様々な本人確認を要する場面において本人確認手段として利用できるよう、取扱上の留意点を含め、調整・周知を行う。
- ・ 個人番号カードで利用できる公的個人認証サービスについて、2016年1月より、署名用電子証明書の有効期間を発行後の5回目の誕生日までに延長するとともに、利用者証明用電子証明書を導入する。また、対面・書面に代わるものとして、当該サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しについて検討を行い、2016年1月以降、順次、実施するとともに、署名検証者の、金融機関や医療機関、CATV事業者等の民間事業者への拡大に向け、民間におけるユースケースの明確化に係る実証、民間事業者への利用の働きかけ等を行う。
- ・ 自動車検査登録事務では、2017年度にワンストップサービスを抜本拡大し、個人番号カードの公的個人認証機能の活用や提出書類の合理化等を進めるための検討を行う。

マイナンバー制度利活用推進ロードマップ(案)

2015年5月20日
第9回マイナンバー等分科会配布資料

2016(H28)年

2017(H29)年

2018(H30)年

2019(H31)年

2020(H32)年

▽10月：個人番号通知

▽1月：番号利用開始

個人番号カード交付開始 ▽3月末：カード1,000万枚

マイナンバー制度導入

ワンカード化の促進

新技术にも対応したITイノベーション社会

個人番号カード
ICチップの活用
⇒広がりは期待薄

国家公務員身分証
(1月～)

民間企業の社員証
民間のポイントカード
(4月以降)

ICチップの民間開放
(4月)

興行チケットや携帯電話(SIM
カード)の本人確認販売
⇒ダフヤ対策、セキュリティ対策

タバコや酒の自販機で年齢確認に利用に向けて関係者と協議のうえ実現

個人番号カードをデビッドカード、クレジットカード、キャッシュカード、ポイントカード、診察券などとして利用
⇒ワンカード化の促進 ⇒スマホ等のデバイスにダウンロードして代用できるよう研究・関係者との協議のうえ実現

個人番号カードの交付に当たっては、厳格な本人確認を行う必要があることから、市町村職員の目視に加え、最新の顔認証システムを補助的に活用する

個人番号カード
公的個人認証の活用
⇒イノベーションの鍵

公的個人認証の
民間開放(1月～)

資格試験や入学試験の受験票として活用
⇒替え玉受験対策

マイナポータル

個人番号カードを活用してCATVやデジタルテレビから
マイナポータルをはじめ、官民の様々なサービスを受けられるように！

住民票、印鑑登録証明書、
戸籍謄本のコンビニ交付

マイナポータルを構築

税制改正

認証連携／トラストフレームワーク
⇒確定申告に必要な書類の
電子交付・電子保存推進
⇒e-Tax、ねんきんネットとの間の
シングルサインオン

国税・地方税
電子申告・納税
年金保険料の
ワンクリック免除

公金決済ポータル運用開始
⇒国税のクレジットカード納付開始(2月)

地方税、年金保険料の納付
ふるさと納税

情報提供等記録開示システム

情報提供ネットワークシステムを通じた
情報提供記録(ログ)の確認、自己情
報開示、プッシュ型お知らせサービス

2018(H30)年

公的個人認証法の見直し
番号制度見直し
(利用範囲の拡大)

戸籍制度見直し

個人番号カードと
運転免許證との一体化

個人番号カードと
医師免許との一体化

個人番号カードと教員免許
との一体化
⇒教員資格の確認・更新忘れ対策が容易に

学歴証明
(卒業証明書)

健康保険証オンライン資格確認(4月目途)
⇒個人番号カードを健康保険証として利用

個人番号カードをお薬手帳として利用

安全安心な官民のオンラインサービスの拡充と利便性向上

安心安全にビッグデータ・パーソナルデータを利活用し、国民利益に還元する社会

国民が情報を管理される社会から、国民が自己情報を管理・コントロールする社会へ

▽3月末：カード8,700万枚

カジノ入館規制

オリンピック会場
入館規制
(7・8月)

個人番号カードもスマホも持たずには
予め本人確認のうえ登録した生体
情報で代用も可能に！

バーチャルレジデン
サービスの提供

在外邦人が国政選挙に
ネットで投票可能に！

証券振替業務など法律に基づき民間事業者が行う公共性の高い業務のうち
利用するメリットの大きい事務へのマイナンバーの利用範囲拡大

医療機関、介護施設等の間での医療・介護・健康情報の管理・連携
⇒無駄のない、高品質な医療の実現、ビッグデータの活用で医学に貢献

死亡ワンストップサービスの実現
⇒予め本人が登録した事業者等と死亡情報を共有し、相続手続等を円滑化

全国民が個人番号カードを保有できる
⇒すべての国民が安心安全にネット
環境で利用できる権利を有する
世界最先端IT国家へ！

通知カード・個人番号カード交付申請書の様式(案)

(表)

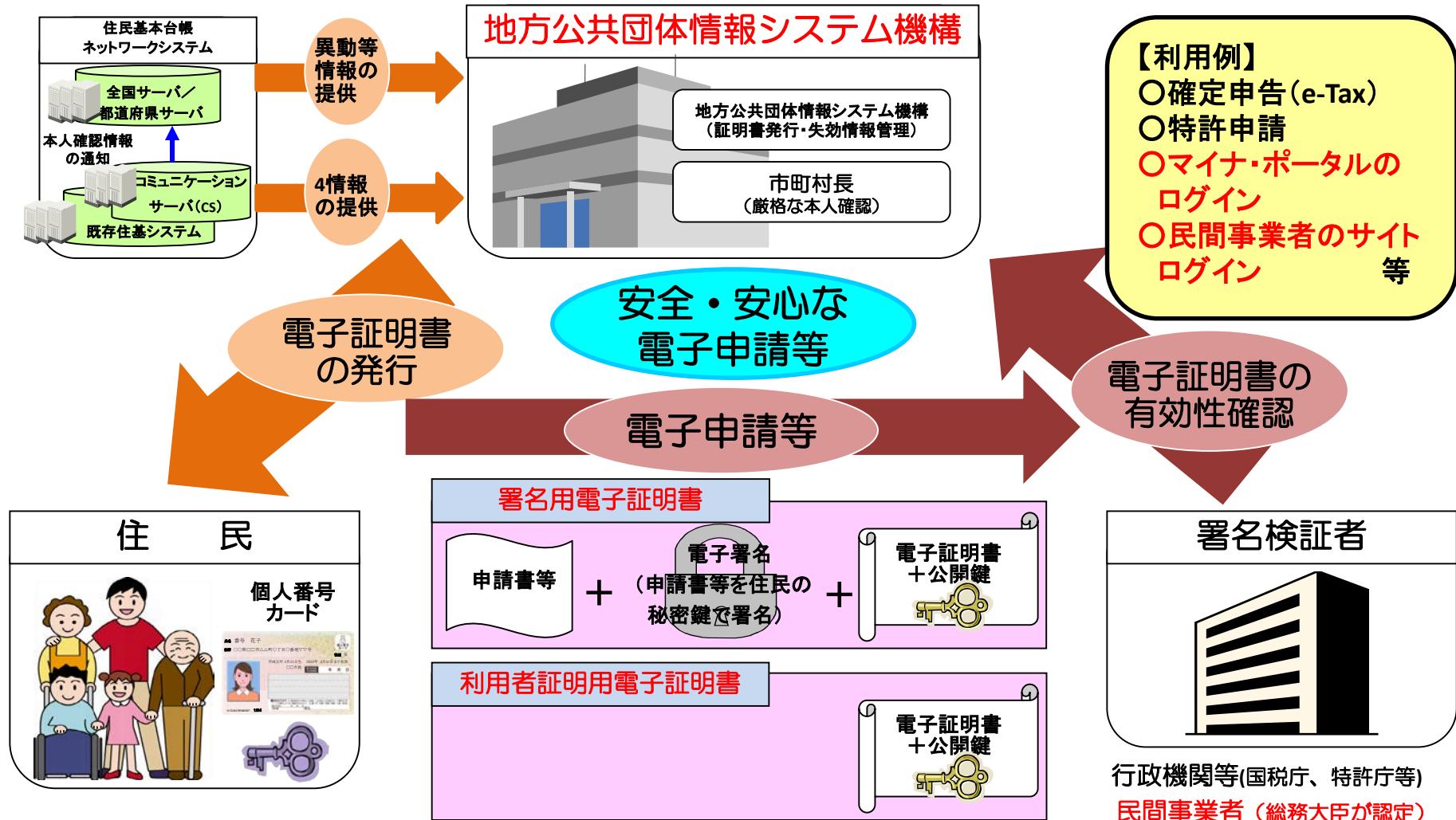
通知カード			
個人番号 0123 4567 8901			
氏名 番号 花子			
住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1			
平成5年3月31日 生 性別 女 発行日 平成27年10月01日			
△△市長 △△市長宛 A123456789			
(キリトリ)			
個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書			
△△市長宛 (地方公共団体情報システム機構 宛)			
申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123			
* 氏名	番号 花子		
* 住所	○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1		
生年月日 *	平成5年3月31日	性別 *	女
【代替文字情報】			
電話番号	外国人住民の区分 *	-	
在留期間等 満了日の有無 *	-	在留期間等 満了日 *	-
右欄の点字表記を希望する ※最大11文字まで(漢点等含む)		パンゴウ ハナコ	
※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。			
 左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。		 右のQRコードは製造管理用です→	
<small>申請書 ID 1234 5678 9012 3456 7890 123</small>		<small>10000019 01/01 3190110000019#</small>	
視覚障がい者用 音声コード			

(裏)

「切り離す際は丁寧に切り離してください。」																	
<ul style="list-style-type: none"> 法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁じられています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。 この通知カードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。 連絡先：個人番号カードセンター Tel:0570-783-578 この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、市町村に返納しなければなりません。 																	
 マイナンバー																	
(キリトリ)																	
表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。																	
申請日 年 月 日																	
申請者氏名(自署) 印																	
<ul style="list-style-type: none"> 以下の電子証明書の詳細については、同封の『ご案内』をご覧ください。 																	
発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。																	
<input type="checkbox"/> 署名用電子証明書 不要 <small>※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。</small> <input type="checkbox"/> 利用者証明用電子証明書 不要																	
【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。 □を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>代理人記載欄</th> <th>ふりがな</th> <th>印</th> <th>本人との関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代理人 氏名 (自署)</td> <td></td> <td>印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代理人 住所</td> <td>〒 -</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(電話番号:)</td> </tr> </tbody> </table>		代理人記載欄	ふりがな	印	本人との関係	代理人 氏名 (自署)		印		代理人 住所	〒 -			(電話番号:)			
代理人記載欄	ふりがな	印	本人との関係														
代理人 氏名 (自署)		印															
代理人 住所	〒 -																
(電話番号:)																	
<ul style="list-style-type: none"> 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、以上の「代理人記載欄」にご記入ください。 申請の際は、同封の『ご案内』をご覧のうえ、ご記入ください。 表面の記載事項のうち、*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受け付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。 切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。 																	
(キリトリ)																	

公的個人認証サービスの概要について

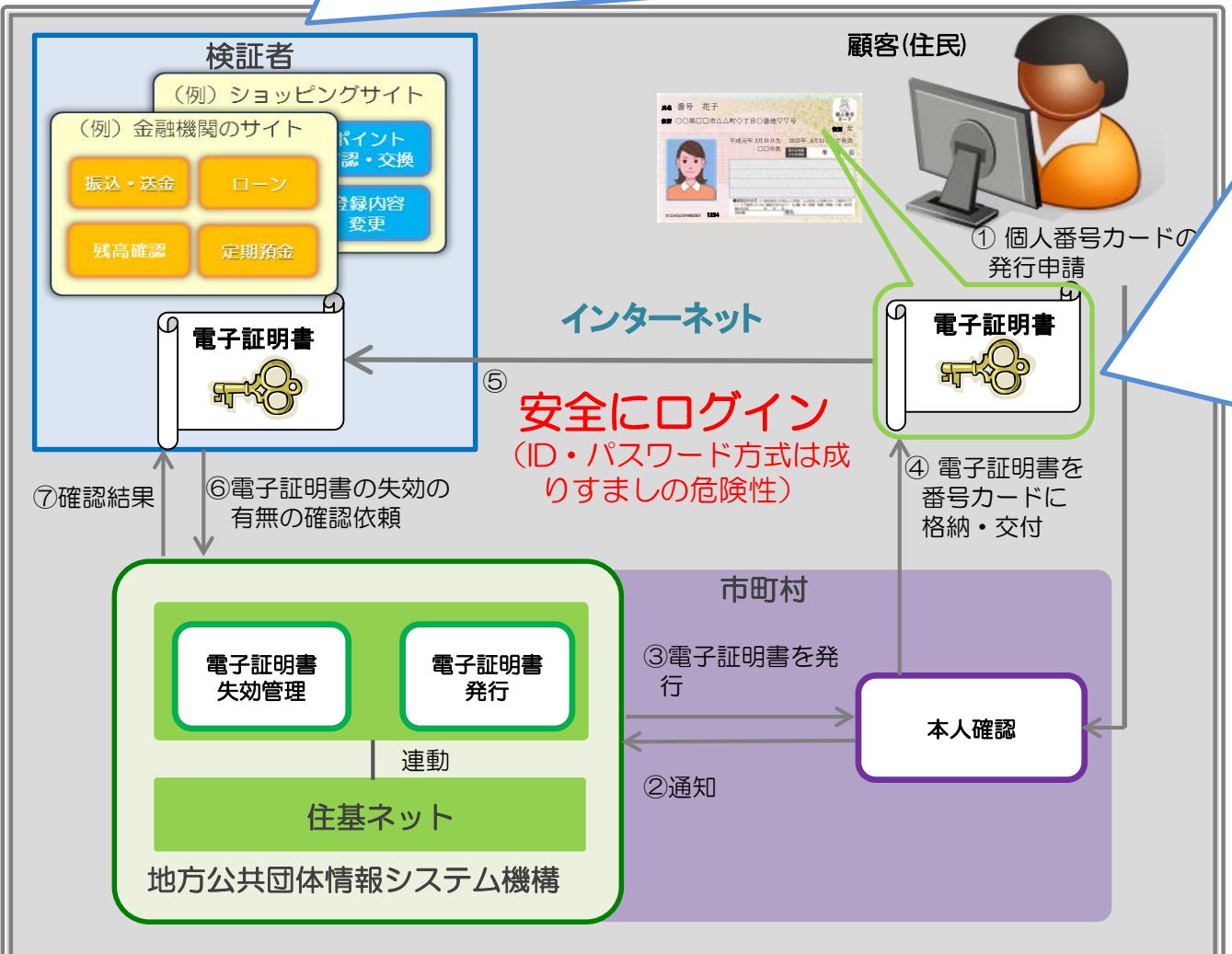
- オンラインでの行政手続等における本人確認のための公的サービス。
- 成りすまし・改ざんを防ぎ、送信否認を担保するため、高いセキュリティを確保。
- 電子証明書の発行件数: 約313万件 (平成27年11月末現在)



公的個人認証サービスのイメージと制度改正(平成28年1月以降)

【改正点①】

行政機関等に限られていた公的個人認証サービスの対象を民間事業者へ拡大
(=検証者の範囲を、行政機関等だけでなく民間事業者へ拡大)



【改正点②】

電子証明書は2種類。

◎署名用電子証明書【電子版の印鑑登録】



電子署名

: インターネットで電子文書を送信する際などに、**署名用電子証明書**を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

◎利用者証明用電子証明書<新規>【電子版の顧客カード】



電子利用者証明

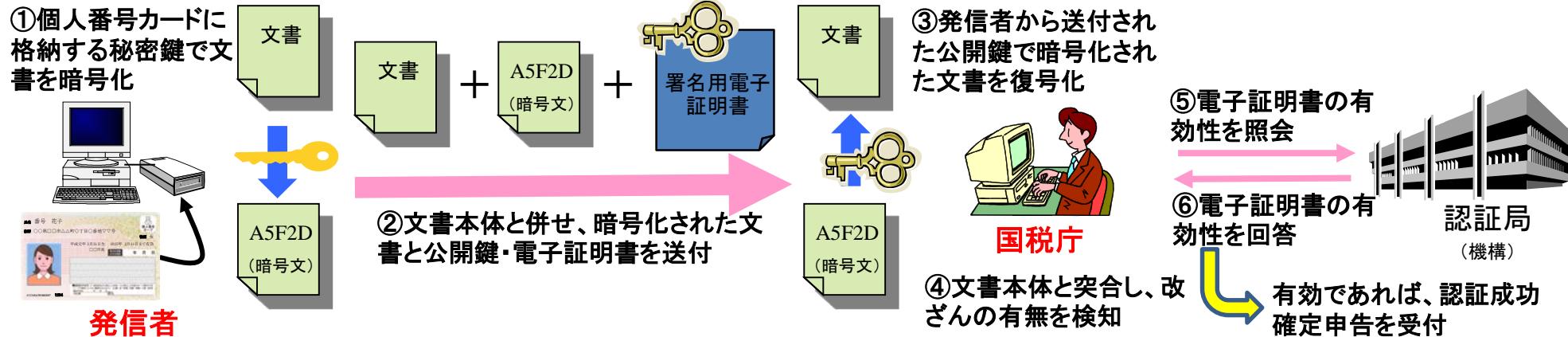
: インターネットを閲覧する際などに、**利用者証明用電子証明書**を用いて、利用者本人であることを証明する仕組み

公的個人認証サービスの仕組み

【凡例】 秘密鍵:  公開鍵: 

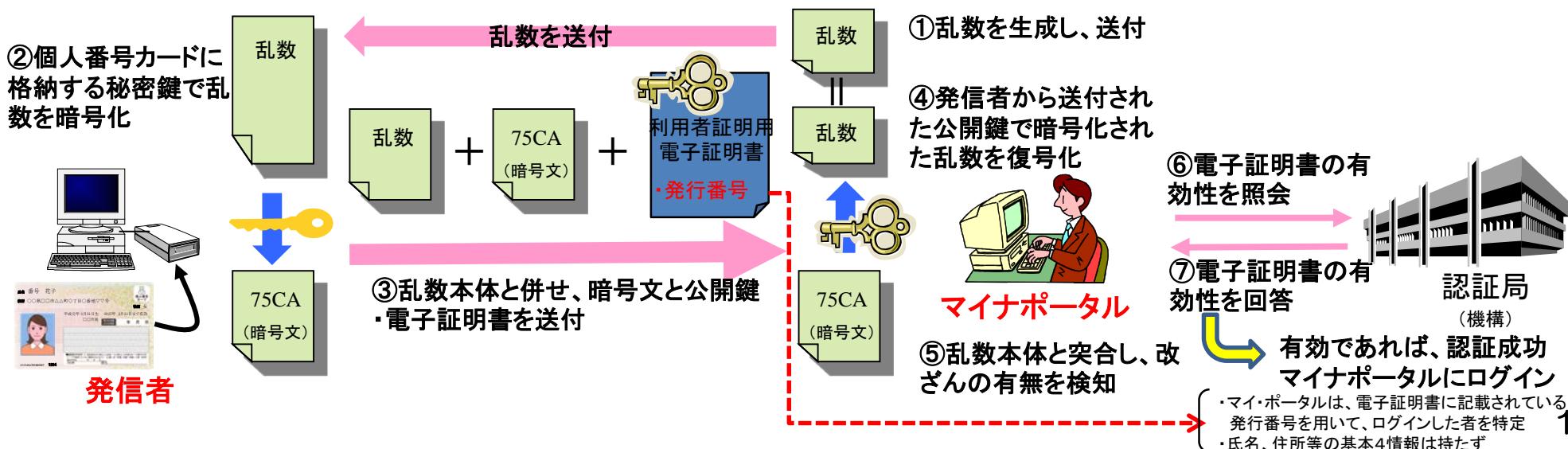
1 署名用電子証明書

(例) e-Tax(国税電子申告・納税システム)による確定申告



2 利用者証明用電子証明書

(例) マイナポータルへのログイン(検討中)

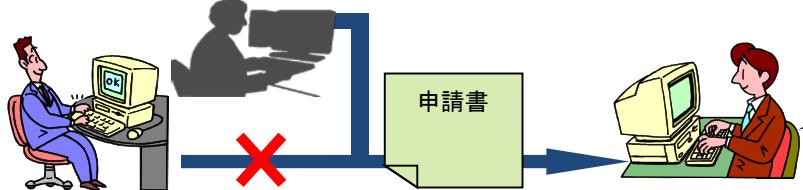


安全・安心な認証サービスの提供(電子署名と電子利用者証明)

1. 文書を伴うアクセス

① 成りすまし (申請書の正しい送信者を受信者が確認できない)

Aさん(送信者) Cさん



Bさん(受信者)
本当にAさんから来た
申請書なのか

※CさんがAさん名義の申請書
を勝手に作成し送信する

② 改ざん (申告途中で申告書の書き換えが行われる)

Aさん(送信者)



Cさん

Bさん(受信者)



※デジタル文書は、手書きの文書と異なり、改ざんされても痕跡が残らず、改ざん箇所を発見することは、实际上不可能

③ 送信否認 (送信内容の否認を防止することが困難)

Aさん(送信者)

申告書は
提出していない



Bさん(受信者)

※オンラインで送信されてきた申請・届出に基づいて、手続を進行させていたところ、送信者からそのような送信はしていないとの否認をされる危険性がある

2. 文書を伴わないアクセス

① 成りすまし (←アクセスする本人の特定が困難)

Aさん



Cさん

Bさん

ログイン

本当にAさんなのか

※CさんがAさんに成りすまし、
勝手にログインをする

対策

電子署名

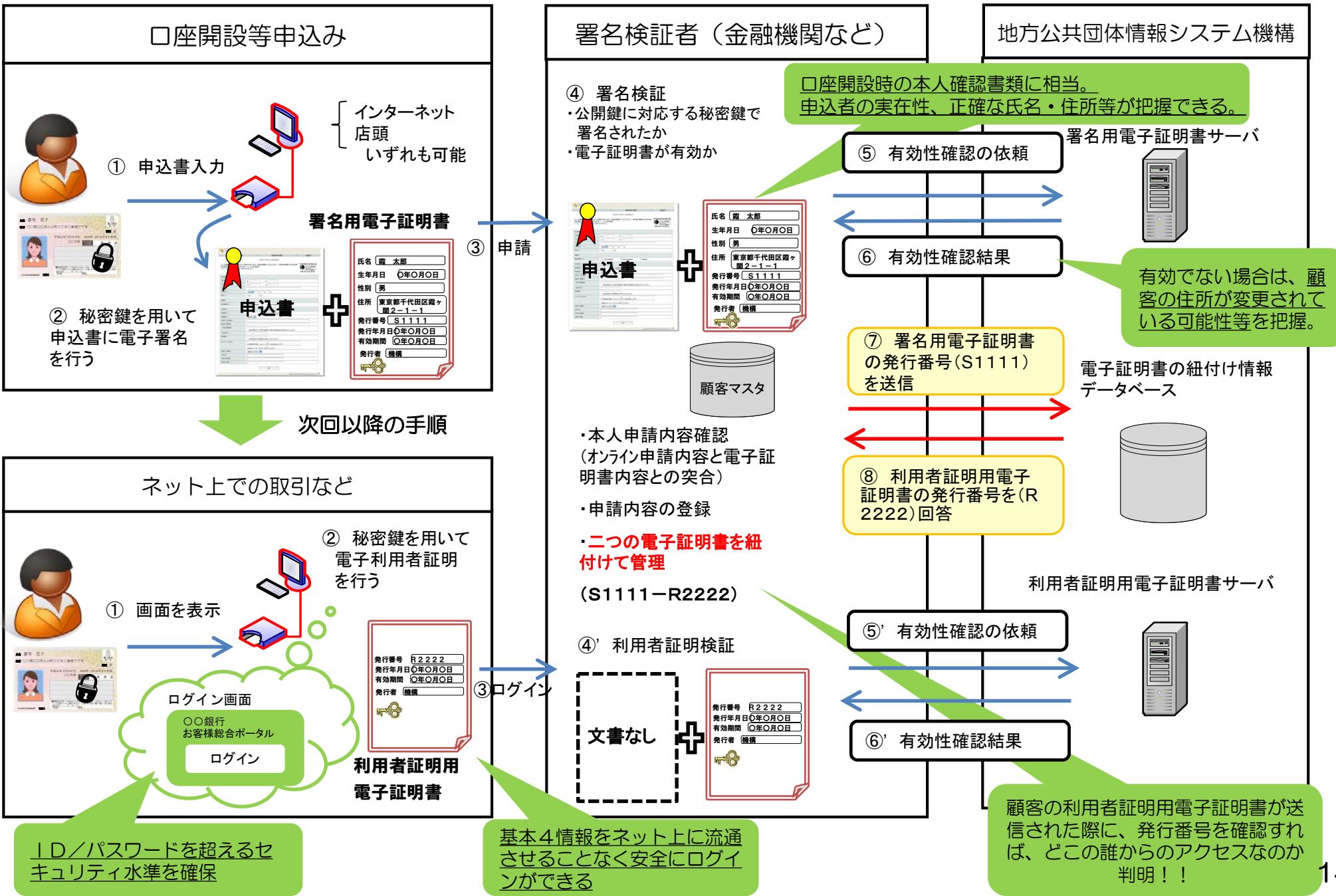
- 送信者が本人であることを確認
- 文書が改ざんされていないことを確認
- 送信者は送信内容を否認することができない

対策

電子利用者証明

- 送信者が本人であることを確認

民間事業者の公的個人認証サービス(署名と利用者証明)利用フロー(イメージ)



公的個人認証サービス利用によるメリット ～ 民間事業者の皆様へ～



①安価で迅速な顧客登録（アカウント開設）

（例）銀行オンライン口座など

従来の手続き方法に比べ、安価で迅速な開設が可能に。

②顧客情報の「異動なし」の把握と 「更新の契機」の把握

顧客から提出を受けた電子証明書の利用により、何らかの顧客情報の変化があるかを把握し、より迅速で効率的な情報更新が可能に。

③確実な登録ユーザーの確認

ID・パスワード方式のログインに比べ、格段に強固なセキュリティ機能を備え、確実な本人確認を実施。

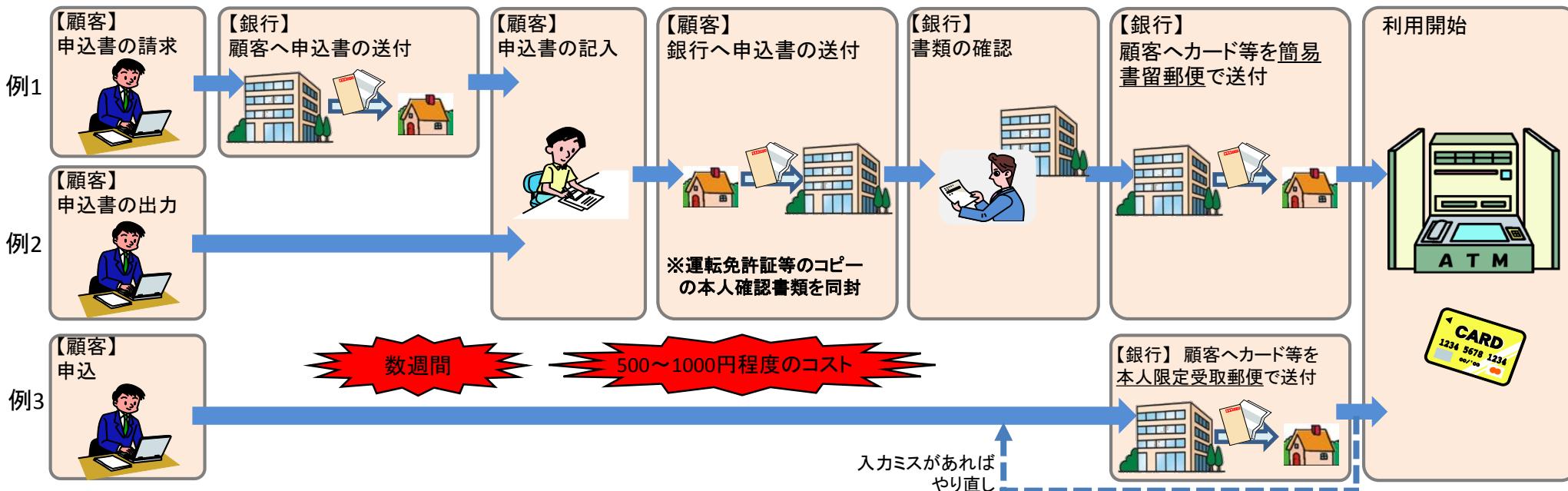
④お客様カードの代替

顧客情報等に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することができるため、独自のメンバーズカードの発行が省略可能。

公的個人認証サービス利用によるメリット① ～ 安価で迅速な顧客登録(アカウント開設)【銀行の例】～

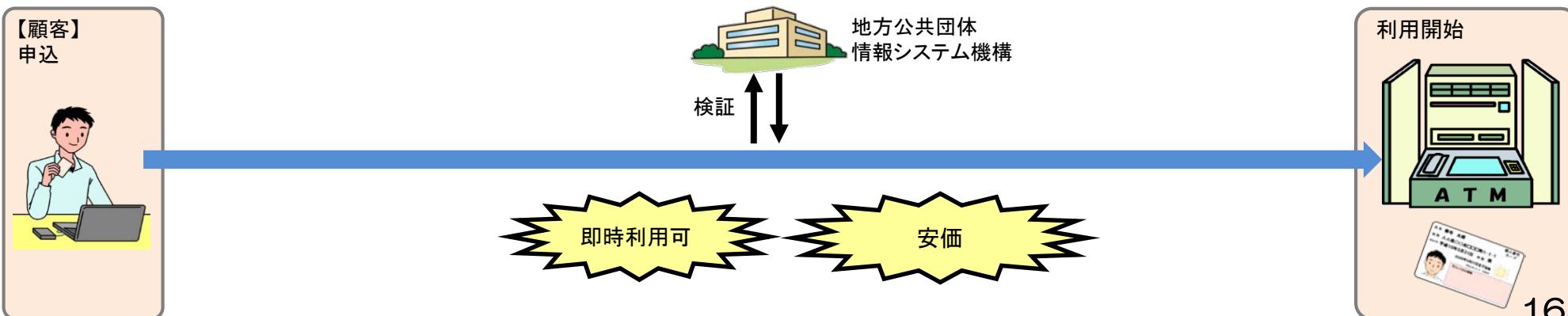
従来

申込みから利用開始まで数週間必要。またコストも1回の手続きにつき500～1000円程度の費用が発生。



公的個人認証サービスによる電子証明書の利用

申込み後、即利用可能に。コストも相当程度安価な方向で検討。



公的個人認証サービス利用によるメリット② ～顧客情報の「異動の契機」の把握～

従来

ユーザー登録

(例)一年経過時など

全数調査

全てのユーザーに郵便で現況確認



ユーザー数 × 郵送代 + 人件費

現況確認できない場合、実地調査



人件費

登録情報の更新(最新のデータベース)

公的個人認証サービスを使うと

ユーザー登録

(例)一年経過時
ログイン時 など

電子証明書を確認(オンライン)



異動あり

重点調査

本人に最新情報を
照会(オンライン等)

異動なし

失効情報
提供手数料

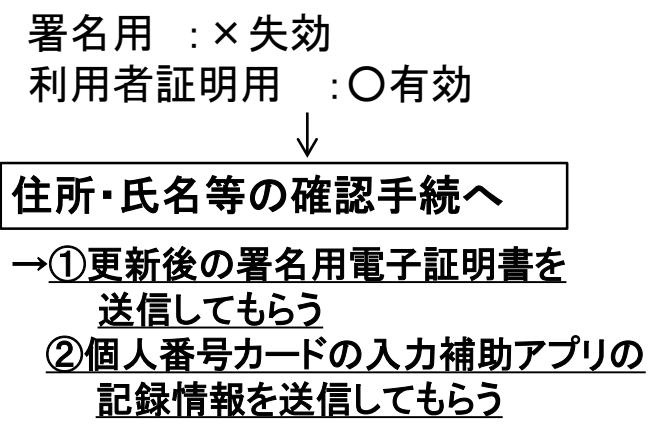
照会不要

大きな
コストカット

登録情報の更新(最新のデータベース)

電子証明書が失効する場合とその対応

	署名用電子証明書	利用者証明用 電子証明書
①	氏名、住所等の変更 ※住民票の基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)の記載が修正された場合に失効	(失効しない)
②	本人の死亡等 ※住民票が消除される場合に失効 →死亡、国外転出、住基法適用外(外国人が在留資格を喪失した場合等)となったとき 等	同左
③	本人の申出 (ア)個人番号カードの失効に伴う利用停止の届出 →カードの紛失・盗難、カードの有効期限到来、個人番号の変更 等 (イ)電子証明書の利用停止、秘密鍵の漏えい等	同左
④	電子証明書の有効期限到来 ※有効期間は原則5年 →5年以内に個人番号カードの有効期限が到来する場合は、個人番号カードの有効期限まで →利用者証明用電子証明書の有効期限と一致	同左



電子証明書の失効理由	分かること
affiliationChanged	「死亡」又は「海外転出」
cessationOfOperation	「カード紛失」又は「海外転出」
Superseded	「証明書更新」
certificateHold	「カード紛失」

各事業者の登録時情報(電子証明書)でチェックが可能

※未成年者、被成年後見人は、利用者証明用電子証明書のみ取得。
それ以外の場合でも、2種類の電子証明書のどちらか一方のみ取得する場合あり(ただしレアケース)。
※上記のほか、電子証明書に記録誤り又は記録漏れがあった場合等に失効。

公的個人認証サービス利用によるメリット②-2 ～顧客情報の「異動なし」の把握と「更新の契機」の把握～ 【生命保険会社の皆様へ】

電子証明書の失効状況を確認することで、以下の対応が可能です。

電子証明書の特徴1

死亡したときは必ず失効（署名用／利用者証明用ともに失効）

実地調査を行い、死亡が判明した場合、
円滑に保険金支払手続に移行可能

未払いリスクを回避

電子証明書の特徴2

利用者証明用電子証明書が失効していない。⇒「死亡していないことが確実」

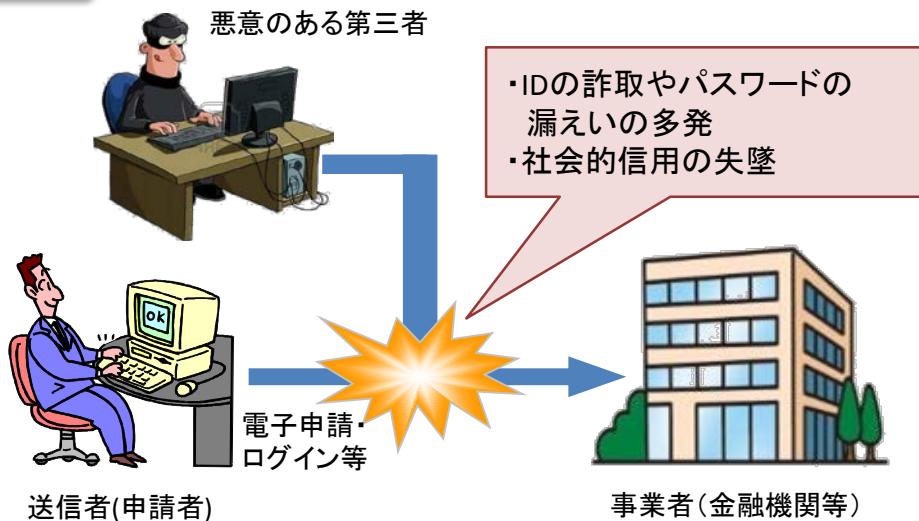
生涯年金型保険の保険金を継続して
支払いOK

過払いリスクなし

公的個人認証サービス利用によるメリット③

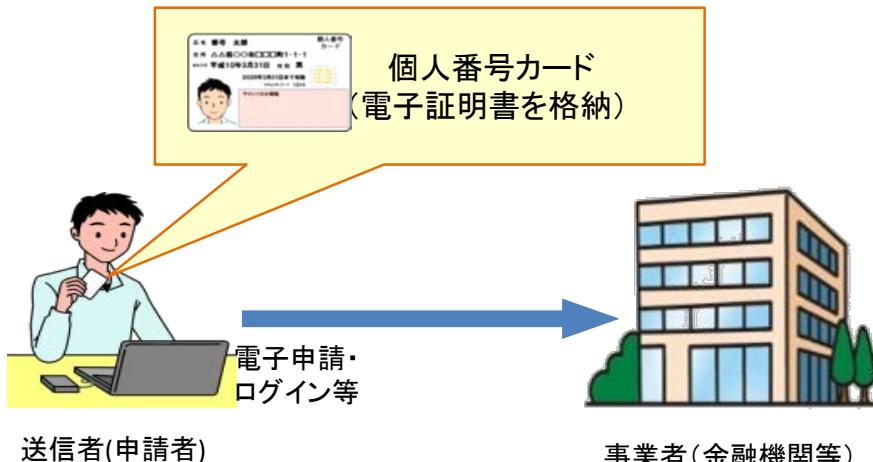
～確実な登録ユーザーの確認～

従来



- ・近年、インターネットバンキングに係る不正送金事件が急増。
- ・被害件数: 1,315件 被害額: 約14億円(平成25年。警察庁調べ)。
- ・被害口座に係るパスワード等を不正入手する方法は、コンピュータウイルスで表示した不正画面やフィッシングサイトに入力を求めるものが主。また、他サイトで使用しているパスワードの使い回しが狙われる事案も多発。

公的個人認証サービスによる電子証明書の利用

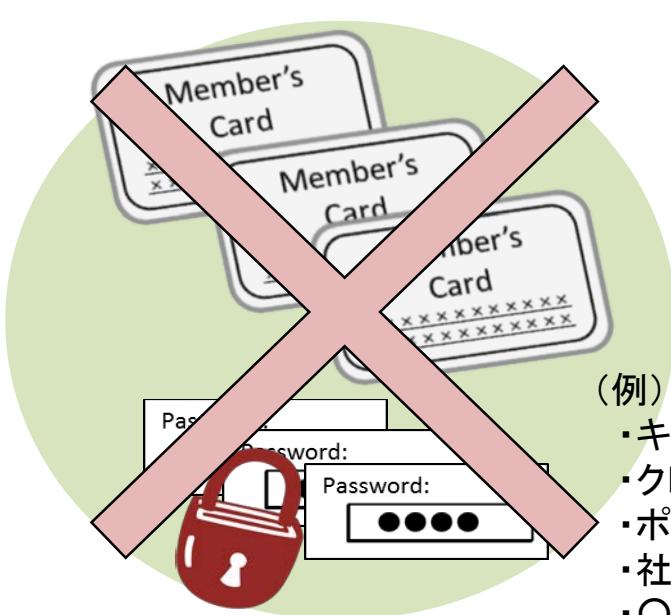


- ・個人番号カード保有者のみ使用可能
→漏えいの危険なし。
- ・個人番号カードの紛失時等の対応に備え、地方公共団体情報システム機構が24時間体制で管理。
事業者(金融機関等)の負担も軽減。

ID・パスワードと公的個人認証サービスの違いについて

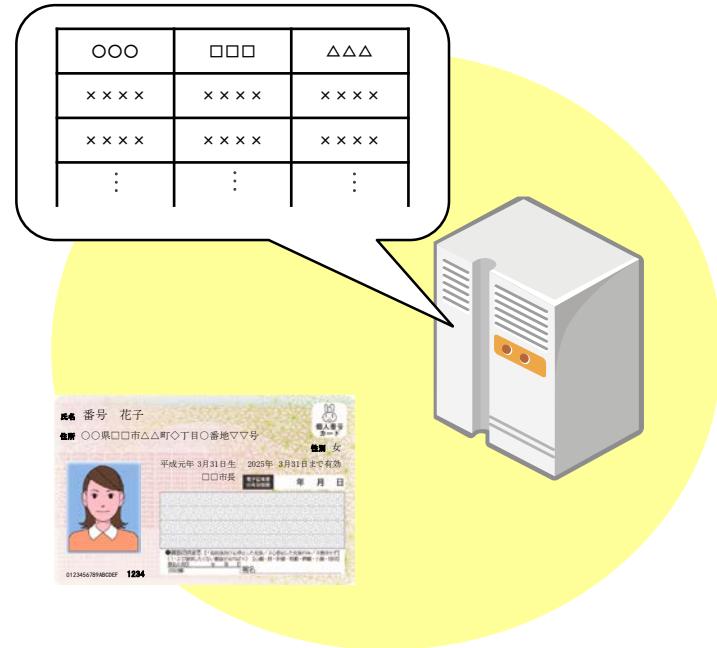
I D ・ パスワード		公的個人認証サービス	
		利用者証明用電子証明書	署名用電子証明書
方法	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者が I D ・ パスワードをキーボードで入力。通常、数文字程度の英数字。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人番号カードに電子証明書と秘密鍵を記録。 	<ul style="list-style-type: none"> ○パスワード（4桁の数字）を入力した上で、乱数を利用者証明用の秘密鍵で暗号化。
危険性	<ul style="list-style-type: none"> ○スパイウェア、フィッティングの蔓延等により、I D ・ パスワードが抜き取られる恐れあり。 ○生年月日や電話番号などからの類推、無作為入力によるヒットのおそれあり。 ○利用するシステムが増えるほど管理が甘くなる可能性が高まる（例：パスワードをメモ）。 		<p>左のような危険性はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○秘密鍵は、個人番号カードの I C チップに記録。秘密鍵は、一度記録すると絶対に外に取り出せないため（耐タンパ性）、第三者が取り出して使うことは不可能。 ※盗用するためには、①本人の個人番号カードを所持した上で、②本人の設定した暗証番号を入力する必要あり。 ○異なるシステムでも同一の電子証明書を安全に使用可能。
その他	—		○電子署名法に基づき、電子署名により、電子文書が真正に成立したとの法律上の推定効が発生。

公的個人認証サービス利用によるメリット④ ～お客様カードの代替～



(例)

- ・キャッシュカード
 - ・クレジットカード
 - ・ポイントカード
 - ・社員証
 - ・〇〇資格証
 - ・〇〇免許証
 - ・保険証
- など



- ・公的個人認証サービスによる電子証明書の提出を受ける事業者は、顧客情報とともに電子証明書の有効性に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することが可能。
- ・また顧客も電子証明書が格納された個人番号カードを持っていればよいため、お客様カードを発行する必要がなく、コストの削減が可能。
- ・事業者自らがパスワードを管理する必要がなく、コストの削減が可能。

利用者証明用電子証明書の新旧シリアル番号の紐付け実現について(イメージ)

課題

(平成29年1月サービス提供予定)



Aさん



・オンラインショップ
・ネットバンク など

民間事業者（署名検証者）

利用申込時（初回）

署名用電子証明書（シリアル1）でサービスの登録を申込

サービスDBに登録

シリアル1 Aさん シリアルA ※

※機関より入手可能

利用時（2回目以降）

利用者証明用電子証明書（シリアルA）でログイン

成功（シリアルAがAさんとわかる）

更新等（5年目の有効期間満了等）後

利用者証明用電子証明書 更新等
(シリアルA ⇒ シリアルBに)



利用者証明用電子証明書（シリアルB）でログイン

× シリアルBがAさんとはわからない
⇒利用申込からやり直す必要

H29年1月以降（新旧シリアル番号紐付け機能の実現）

更新等（5年目の有効期間満了等）後

利用者証明用電子証明書（シリアルB）でログインを試みる

シリアルBのひとつ前のシリアルを機関に照会
⇒機関はシリアルAと回答※
⇒シリアルB ⇒シリアルA ⇒ Aさんとわかる。

※当該やりとりのために機関が認証業務情報を利用できることについて利用申込時に本人同意を得ることが必要

シリアル1 Aさん シリアルA シリアルB

利用者証明用電子証明書の新旧シリアル番号の紐付け実現について(イメージ)(その2)

課題

(平成29年1月サービス提供予定)



Aさん

利用者証明用
シリアルA

利用申込時(初回)

利用者証明用電子証明書(シリアルA)でサービスの登録を申込



・オンラインショップ
・ネットバンク など

民間事業者(利用者証明検証者)

利用時(2回目以降)

利用者証明用電子証明書(シリアルA)でログイン

更新等(5年目の有効期間満了等)後

利用者証明用電子証明書 更新や再発行
(シリアルA ⇒ シリアルBに変更)

利用者証明用
シリアルB

利用者証明用電子証明書(シリアルB)でログイン

サービスDB(ユーザ登録)に登録

Aさん

※別途尋ねる。

シリアルA



成功(シリアルAがAさんとわかる)

H29年1月以降(新旧シリアル番号紐付け機能の実現)

更新等(5年目の有効期間満了等)後

利用者証明用電子証明書(シリアルB)でログインを試みる

シリアルBがAさんとはわからない
⇒利用申込からやり直す必要



シリアルBがAさんとはわからない

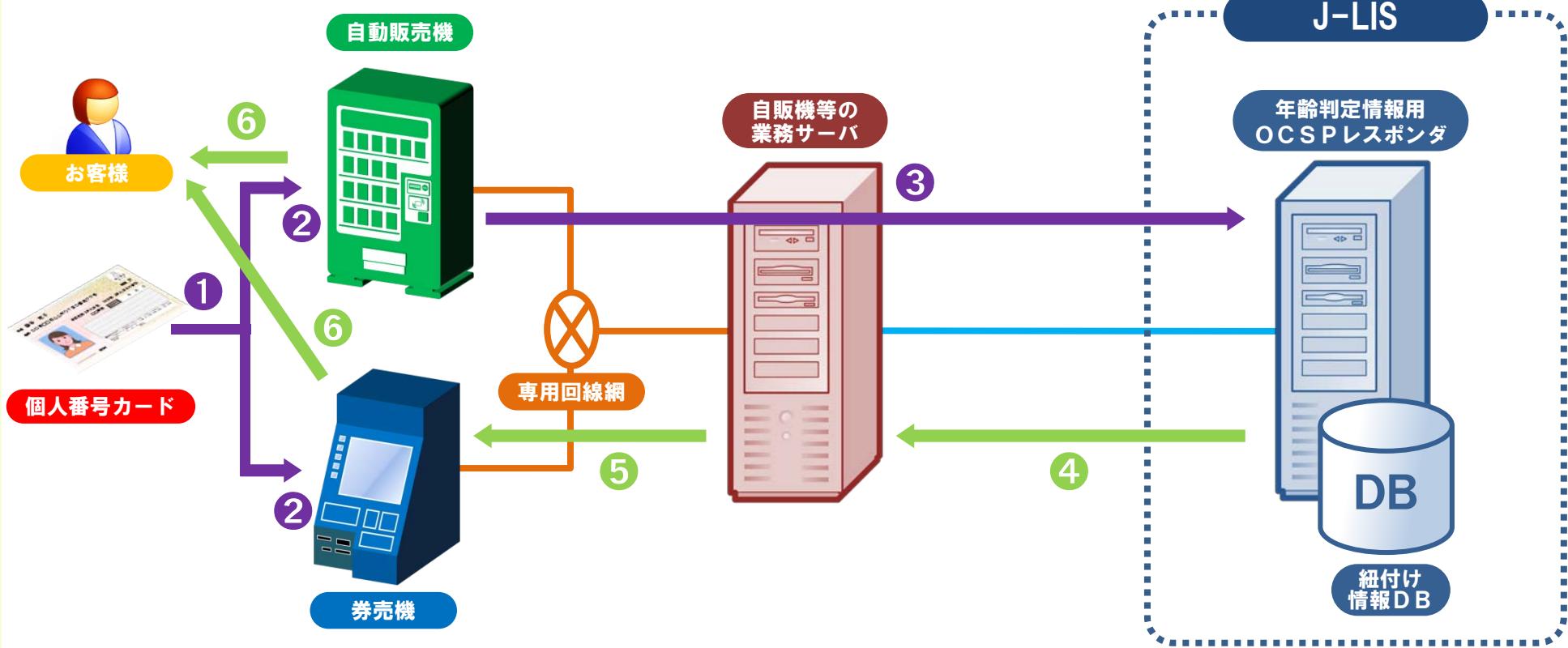
シリアルBのひとつ前のシリアルを機構に照会
⇒機関はシリアルAと回答※
⇒シリアルB ⇒シリアルA ⇒ Aさんとわかる。
※当該やりとりのために機関が認証業務情報を利用できることについて事前に本人同意が必要
※機関から、シリアルAを取得することについて、事業者側も本人同意が必要

年齢判定機能について(イメージ) (その1)

(平成29年1月サービス提供予定)

ご利用の手順

自動販売機・券売機など



- ① 個人番号カードをタッチ(同時に年齢判定への同意)をいただく。
- ② 暗証番号(4ケタ)を入力いただく。
(サービスの性質に照らし、入力を求めないことも可。)
- ③ J-LISに対し、電子証明書と年齢判定条件(「○歳以上か否か」)を送信。

- ④ J-LISから、以下の項目について判定結果を送信。
 - ・電子証明書 ⇒ 「有効 or 無効 or 不明」
 - ・「○歳以上か否か」 ⇒ 「Yes or No」
- ⑤ 判定結果を受領し、販売の可否を自販機・券売機側へ送信。
- ⑥ 判定に基づき、お客様に商品を提供。

メリット

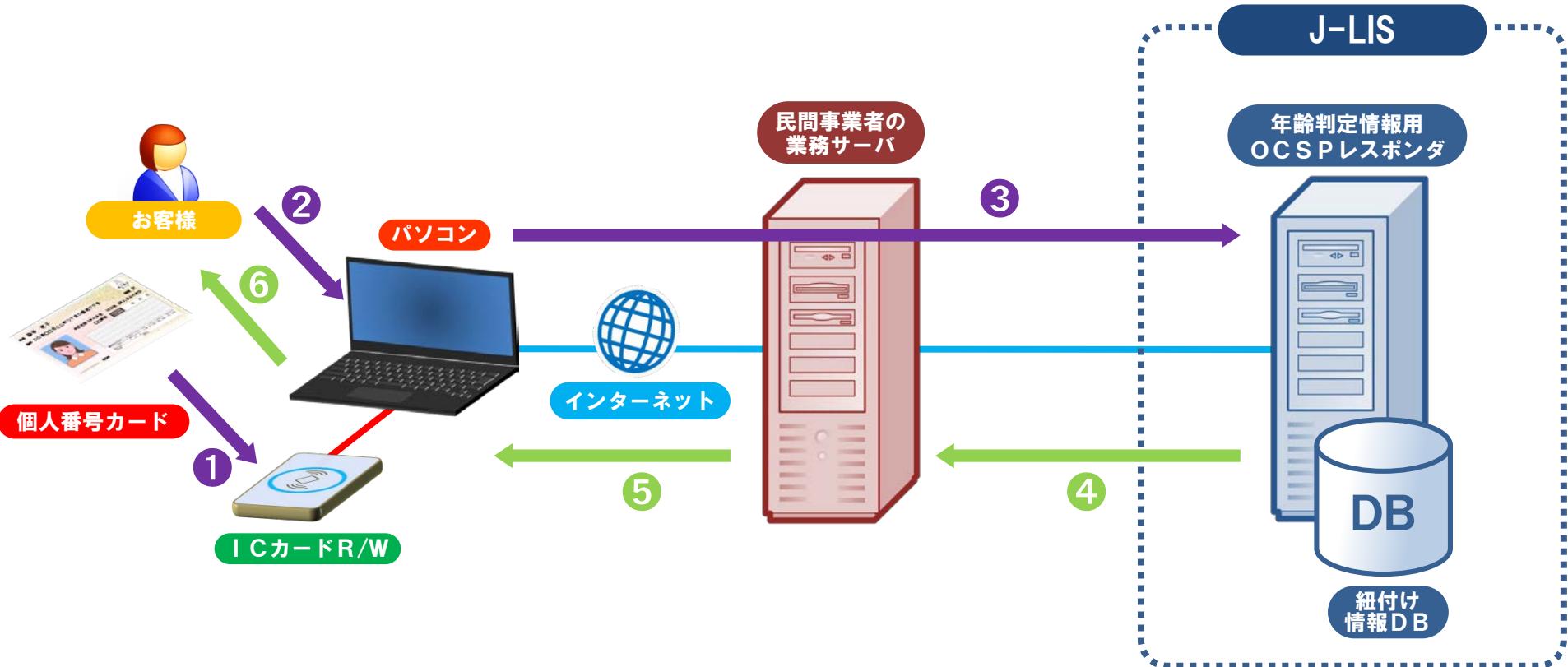
確実な年齢判定が可能に

年齢判定機能について(イメージ) (その2)

ご利用の手順

(平成29年1月サービス提供予定)

ご自宅から(オンライン)



- ① 個人番号カードをタッチ(同時に年齢判定への同意)をいただく。
- ② 暗証番号(4ケタ)を入力いただく。
- ③ J-LISに対し、電子証明書と年齢判定条件(「○歳以上か否か」)を送信。

- ④ J-LISから、以下の項目について判定結果を送信。
 - ・電子証明書 ⇒ 「有効 or 無効 or 不明」
 - ・「○歳以上か否か」 ⇒ 「Yes or No」
- ⑤ 判定結果を受領し、サービス提供の可否をお客様のパソコンへ送信。
- ⑥ 判定に基づき、お客様にサービスを提供。

メリット

確実な年齢判定が可能に

公的個人認証サービスにおける署名検証者の認定基準について

1. 基本的な考え方(案)

民間事業者側のシステム、組織体制、運用規程の整備状況等を総合的に評価し、主にセキュリティの観点から、公的個人認証サービスを適切に利用できる民間事業者を認定する。

2. 認定基準(案)

基本的な考え方(案)に基づき、以下のとおり認定基準を定める。

規程類の整備

署名検証等を実施するに当たって必要な事項(業務手順、業務従事者の責任・権限、監査等)が、民間事業者内で規定されているかを評価する。

電気通信回線を通じた不正アクセスの防止

主にインターネットを通じた社外からの攻撃に対して、ネットワーク面でのセキュリティ対策が講じられているかを評価する。

正当な権限を有しない者による操作の防止

担当者以外がシステムを操作できないように、必要な措置(ID・アクセス権の管理等)が講じられているかを評価する。

動作を記録する機能

監査を実施するためには、監査に必要なログ(システムの動作記録)を取得しておくことが必要となる。必要なログが取得される措置が講じられているかを評価する。

入退場管理に必要な措置

民間事業者側の設備に関して、評価対象システムが設置される場所(失効情報を取り扱うサーバの設置場所等)への入退場管理について、必要な措置が講じられているかを評価する。

外部組織との連携に係る措置

総務大臣の認定を受けようとする民間事業者が社外の資源を利用する場合(外部の事業者が提供するシステムやサービスを利用する場合等)に、秘密保持契約等の必要な措置が講じられているかを評価する。

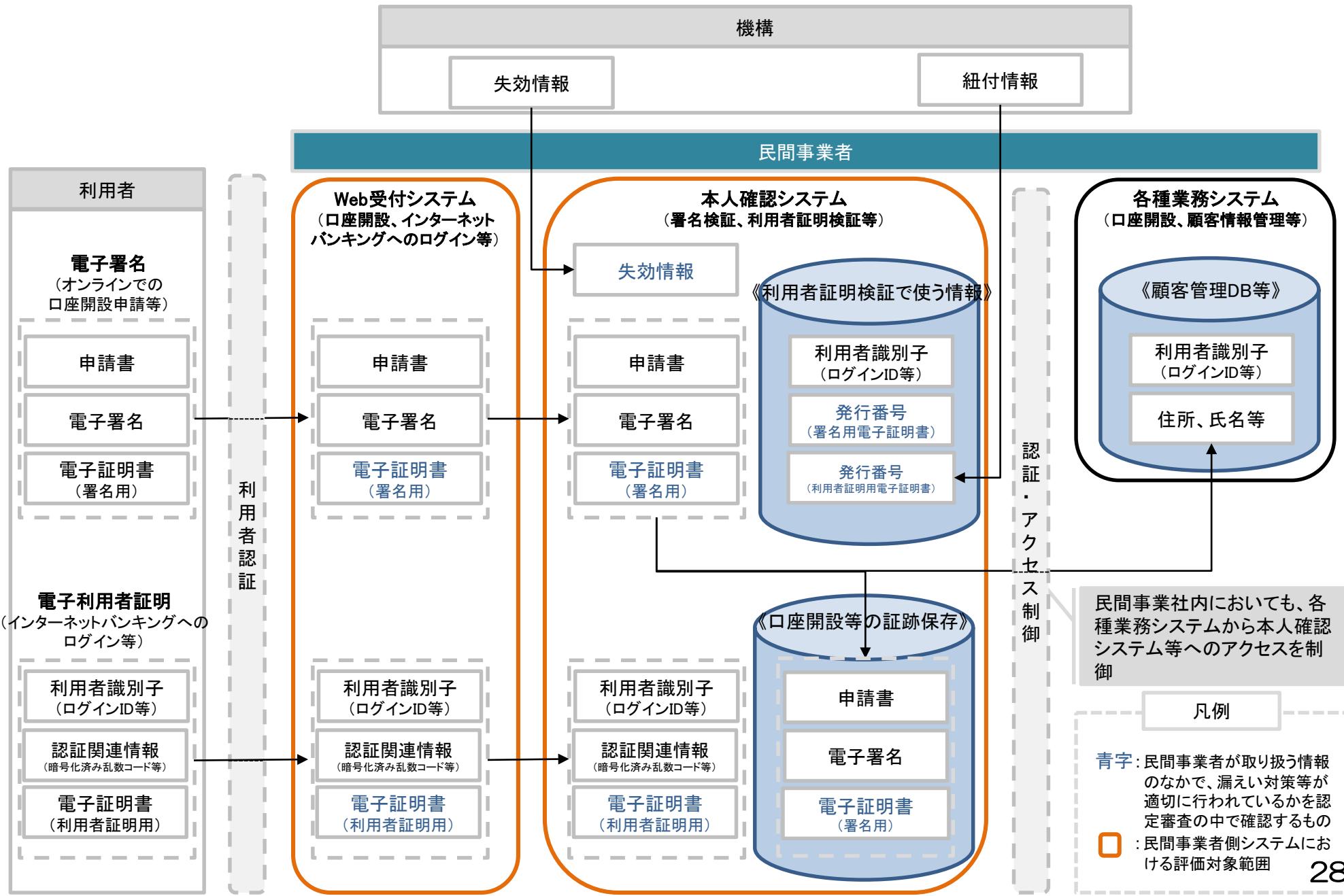
情報セキュリティに係る組織体制

署名検証等に係る民間事業者側の情報セキュリティ管理体制(責任者、業務実施担当者等)が整備されているかを評価する。

役員等の要件

役員及び業務統括責任者において、公的個人認証法及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等に違反する等により、罰金の刑以上の刑に処せられた者等がないかを評価する。

民間事業者のシステム及び評価対象システム(イメージ)



「プラットフォーム事業者」を活用した公的個人認証サービスの利用の推進について

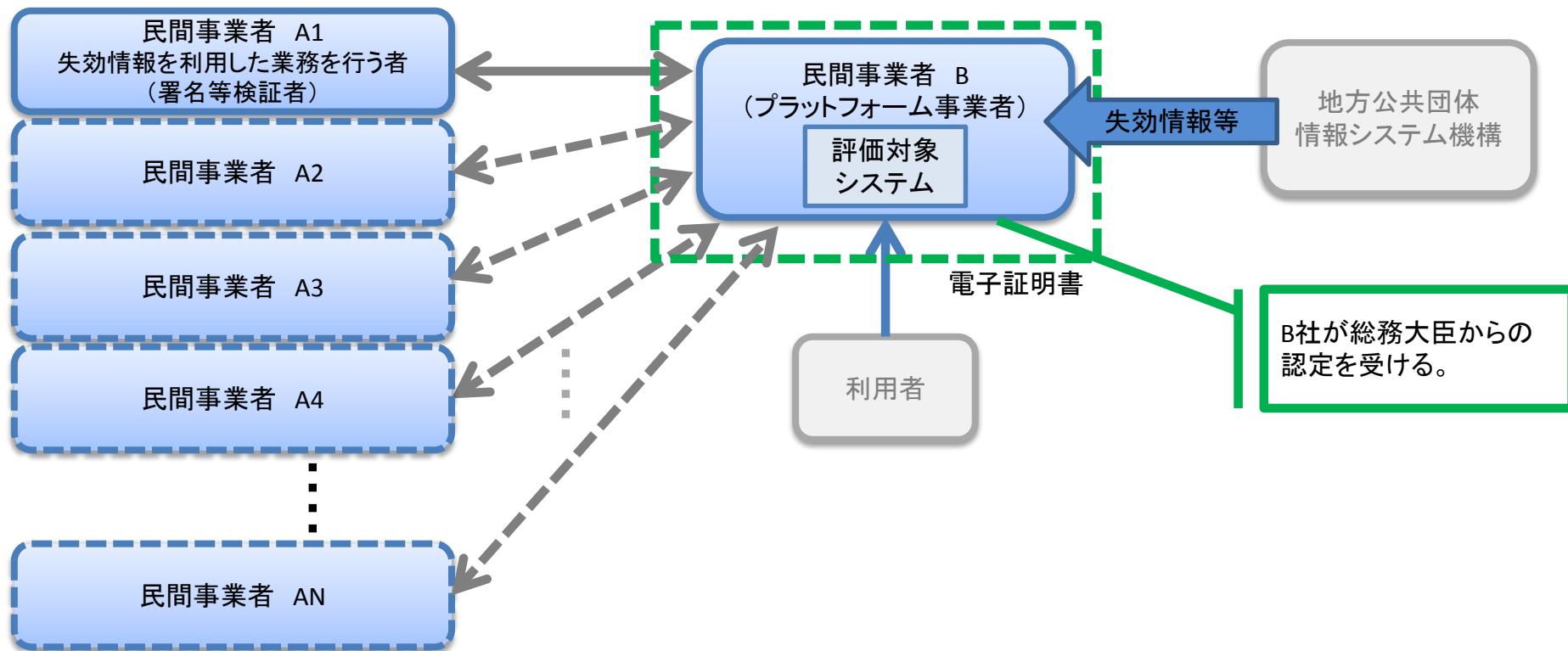
- 公的個人認証サービスの利用のために必要となる「電子証明書の受付・有効性確認等のためのシステム」を、各民間事業者(署名等検証者)が個別に整備・運用するのではなく、特定事業者(いわゆる「プラットフォーム事業者」)が整備し、これを、各民間事業者が利用することとすれば、いわゆる「割り勘効果」により、各民間事業者の導入・利用コストを大きく削減することが期待できる。
- こうした、プラットフォーム事業者を活用した公的個人認証サービスの利用の拡大を推進するため、制度面において、以下の趣旨の措置を講じることを予定している。

① 「総務大臣の認定」(法17条1項6号)について

「電子証明書の受付・有効性確認のためのシステム」の全部を、プラットフォーム事業者に委託する場合には、各民間事業者に代わり、プラットフォーム事業者が認定を受けることができることとし、各民間事業者の負担を軽減する。

② 「機構への届出」(法第17条第1項)について

「電子証明書の受付・有効性確認のためのシステム」の全部を、プラットフォーム事業者に委託する場合には、各民間事業者に代わり、プラットフォーム事業者が届出を行うことができることとし、各民間事業者の負担を軽減する。



サービスを利用するための手数料等の経費(想定)

A 独自で評価対象システムを導入する民間事業者における経費

a 利用開始に当たり発生する経費(イニシャルコスト)

評価対象システムの導入費

b 利用開始後、発生する経費(ランコスト)

①評価対象システムの保守費

②失効情報等の提供に係る手数料

B PF事業者に委託する民間事業者における経費

a 利用開始に当たり発生する経費(イニシャルコスト)

PF事業者の評価対象システムと連携するための改修に係る経費

b 利用開始後、発生する経費(ランコスト)

①'PF事業者の設置・管理する評価対象システムの利用料

②'失効情報等の提供に係る手数料

1. 基本的な考え方(案)

- ① 低廉性: インターネット取引等の基盤として、多様な業種の多数の事業者に利用頂けるよう、十分に低廉な料金設定とする。
- ② 公平性: 多様な業種の多数の事業者の利用を想定し、サービス利用に応じた料金設定とする。
- ③ 持続性: サービスが持続可能となるよう、サービスの利用が拡大する将来においては、利用者の負担(電子証明書発行手数料(国民)及び情報提供手数料(府省等・民間事業者)並びに地方の利用相当負担)で、サービスの費用を賄うことが見込める料金設定とする。※
※【注】 サービスの費用は、これまで利用者に代わりほぼ地方が負担。今後、これに加え、当面、国が、番号法施行に伴う費用増加及び個人番号カード普及促進の観点から、電子証明書発行手数料相当額を負担。

2. 情報提供手数料(案)

- ① 当面は、利用促進を図るため、民間事業者から見たサービス利用のメリットを分析し、「低廉性」を重視した単価とする。※【注1】
- ② 「公平性」等の観点から、利用に応じた料金(従量制)を基本としつつ、※【注2】多様な業種・事業者に適切に対応するため、「大口割引」等を可能にするための規定も設ける。
- ③ 当該単価等は、当面のものであり、利用の拡大等に応じ、柔軟かつ適切に見直しを行う。特に、単価の低減が図れるよう、利用の拡大に積極的に取り組む。※【注3】

※【注1】 手数料(案)の単価では、当面(5年程度)は、利用者の負担のみで費用を賄うことは難しいと考えられる(地方及び国の負担が継続する)が、将来的に、サービスの利用が拡大・定着すれば、利用者の負担のみで費用を賄うことが期待できる単価であり、「持続性」にも配慮している。

※【注2】 「定額制」では、「利用の少ない者」の利用が進まず、「利用が多い者」の利用に応じた負担がなされない(すなわち、「公平性」及び「持続性」の観点から、課題がある)。このため、「署名等検証者からの問い合わせに対して失効情報の集合物を提供する方法」又は「同時に応答する方法」の別を問わず、有効性確認を行った件数に応じた「従量制」を基本とする。

※【注3】 情報提供手数料を含めた利用者の負担が、サービス全体の経費を超えないことは当然。よって、将来的に、利用が拡大していくば、単価を低減させることが可能。そのような状況になることをめざし、利用の拡大に向け、積極的に取り組む。

公的個人認証サービスにおける民間署名等検証者の情報提供手数料の設定について(2/2)

【手数料(案)】

- ◆ 署名用電子証明書の有効性確認を行った件数 × 20円
- ◆ 利用者証明用電子証明書の有効性確認を行った件数 × 2円
- ◇ 大口の利用、利用事務・事業の公益性その他の事情にかんがみ、手数料の単価又は総額の減額を行う場合がある。

【民間事業者から見たサービス利用のメリット分析】

- ◆ 署名用を利用することによる主なメリットは、次のとおりであり、これらを総合的に勘案し、20円と設定した。
 - ① 「住民票記載の正確な氏名・住所等の4情報+有効／無効」が取得できる。
 - ② 申請等の否認・改ざん、なりすましを防止できる(法的な真正成立推定効も得られる。)(ネットバンキングの不正送金被害約14億円(25年))。
 - ③ 銀行等において、口座開設時に必要となる本人確認書類の郵送の負担(郵便代82円等)が不要となる。
 - ④ 利用者証明用とあわせ利用することで、氏名・住所の異動を把握できる(確認葉書郵送の負担(郵便代52円等)がなくなる。)。
- ◆ また、利用者証明用を利用することによる主なメリットは、次のとおりであり、これらを総合的に勘案し、また、住基ネット手数料の大口料金(3円)等を参照して、署名用の10分の1である2円と設定した。
 - ① なりすましログインを防止できる(不正送金等の被害を防止できる。)(安心感の増大から取引拡大も期待できる。)。
 - ② 署名用とあわせ利用することで、氏名・住所の異動を把握できる(確認葉書郵送の負担(郵便代52円等)がなくなる。)。

サービスの利用を開始するまでの手順(イメージ)

A 独自で評価対象システムを導入する民間事業者における手順

ステップ1:技術仕様等の入手

民間事業者は、J-LISとNDA(機密保持契約)を締結し、サービスに係る技術仕様書を入手して、評価対象システムの設計を行う。

ステップ2:大臣認定の手続き

民間事業者は、大臣認定の申請を行う。総務大臣は、認定基準を満たしているかの確認を、認証業務を行うJ-LISに依頼する。

総務大臣は報告を踏まえ、大臣認定を行う。

ステップ3:サービスの利用準備

民間事業者は、大臣認定を受けた設計書等に基づき、評価対象システム等を構築する。

B PF事業者に委託する民間事業者における手順

ステップ1':PF事業者の選定・調整

業界として、又は個別に、PF事業者を選定し、その接続方法やサービス利用料などについて、調整を行う。

ステップ2':サービスの利用準備

民間事業者は、サービスを利用するためには必要となる業務システムの改修を行う。

個人番号カードのアプリの概要

個人番号カードの表面（案）



個人番号カードの裏面（案）



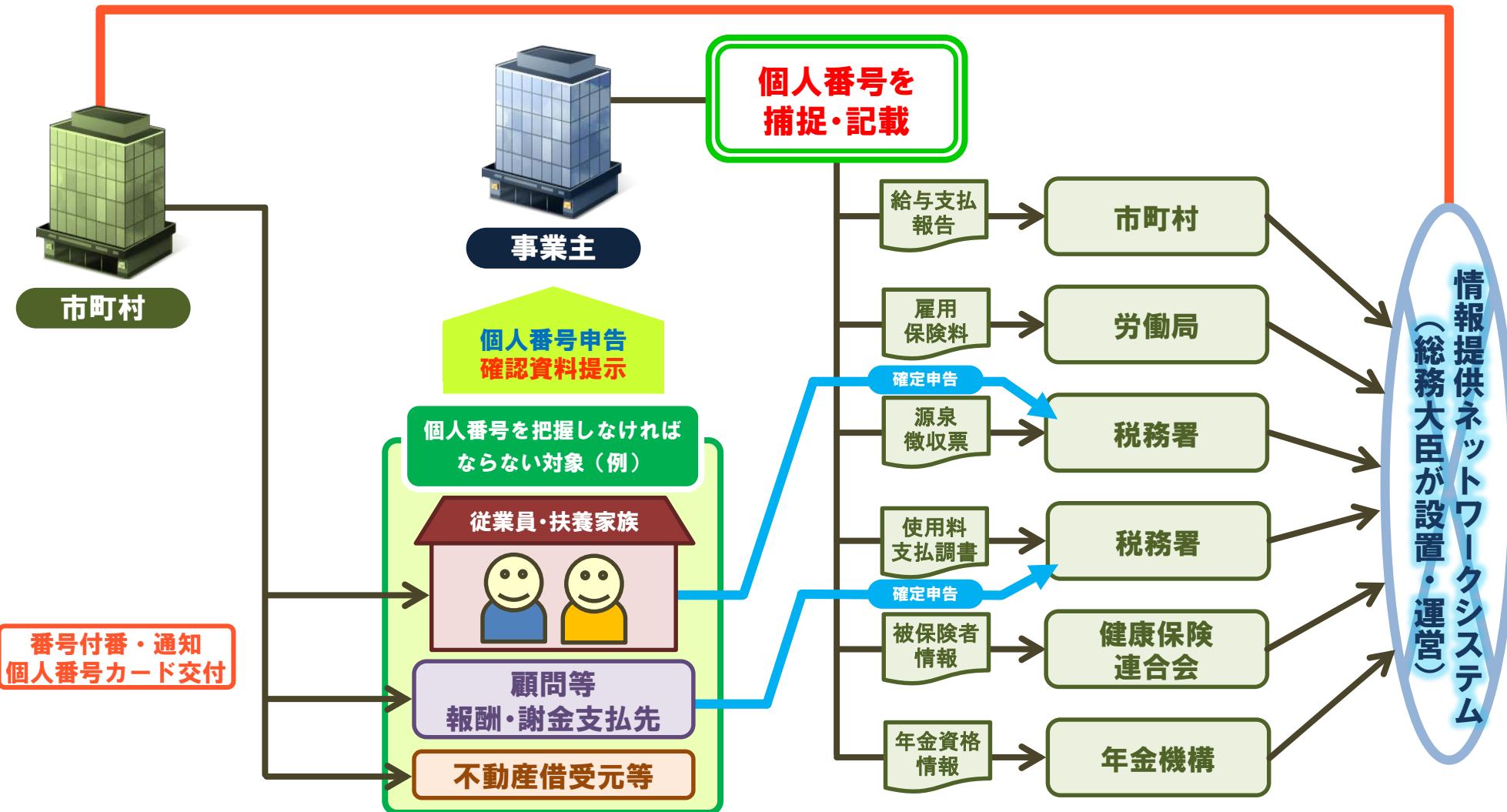
個人番号カードのAP構成



AP	個人番号取得、本人確認における役割	アクセスコントロール
券面AP	<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対面における券面記載情報の改ざん検知 対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 <p>(記録する情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> 表面情報: 4情報 + 顔写真の画像 裏面情報: 個人番号の画像 	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号を利用できる者 表と裏の券面情報 ： 照合番号A(個人番号12桁) 個人番号を利用できない者 表の券面情報のみ ： 照合番号B(14桁: 生年月日6桁 + 有効期限西暦部分4桁 + セキュリティコード4桁)
JPKI-AP	(署名用) ・電子申請に利用	暗証番号(6~16桁の英数字)
	(利用者証明用)【新規】 ・マイナポータル等のログインに利用	暗証番号(4桁の数字)
券面事項入力補助AP 【新規】	<p>個人番号や4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能</p> <p>【記録・利用する情報】</p> <ol style="list-style-type: none"> 個人番号及び4情報 並びにその電子署名データ 個人番号 及びその電子署名データ 4情報 及びその電子署名データ <p>注)①、②については、番号法に基づく事務でのみ利用可能。</p>	<p>①については、暗証番号(4桁の数字)</p> <p>②については、照合番号A(個人番号12桁) ※これにより、券面目視により個人番号を手入力するようなケースで正誤チェックが可能となる。</p> <p>③については、照合番号B(14桁: 生年月日6桁 + 有効期限西暦部分4桁 + セキュリティコード4桁)</p>
住基AP	・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能	暗証番号(4桁の数字)

※「暗証番号(4桁の数字)」については、統一の設定も可能。
ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不適当。

マイナンバー制度における事業主の責務(本人確認及び個人番号の捕捉・記載)



- ✓ 従業員、扶養家族、退職者、報酬受給者の個人番号捕捉・管理・報告
- ✓ 個人番号の正確性・真正性を雇用主が確認…確認資料として一番確実: **個人番号カード**
- ✓ 把握の時期は事務ごとに決定される ⇒ **源泉徴収票は原則H29.1～**

本人確認の方法(個人番号カードは1枚で番号確認+身元確認が可能な唯一の書類)

対面／郵送(注・郵送の場合には書類又は写しの提出)

番号確認

- ① 個人番号カード（法16）

- ② 通知カード（法16）

- ③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書（令12①）

- ④ ①から③までが困難であると認められる場合（則3①）
ア 地方公共団体情報システム機構への確認（個人番号利用事務実施者）
イ 住民基本台帳の確認（市町村長）
ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認

- エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの）

※ 源泉徴収票など個人番号利用事務等実施者が発行等する書類や、自己の個人番号に相違ない旨の本人による申告書などを想定

身元（実存）確認

- ① 個人番号カード（法16）

- ② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書（則1①一、則2一）

- ③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの）（則1①二、則2二）

- ④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上（則1①三、則3②）
ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書

- イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの）

- ⑤ ①から③までが困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、以下のいずれかの措置をもって④に代えることができる。（則1③、則3③）
ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のいずれか1つ

- イ 申告書等に添付された書類であって、本人に対し一に限り発行・発給された書類又は官公署から発行・発給された書類に記載されているi 氏名、ii 生年月日又は住所、の確認

- ウ 申告書等又はこれと同時に提出される口座振替納付に係る書面に記載されている預貯金口座の名義人の氏名、金融機関・店舗、預貯金の種別・口座番号の確認
エ 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認

- オ アからエまでが困難であると認められる場合であって、還付請求でない時は、過去に本人確認の上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情であって財務大臣等が適当と認めるものの確認

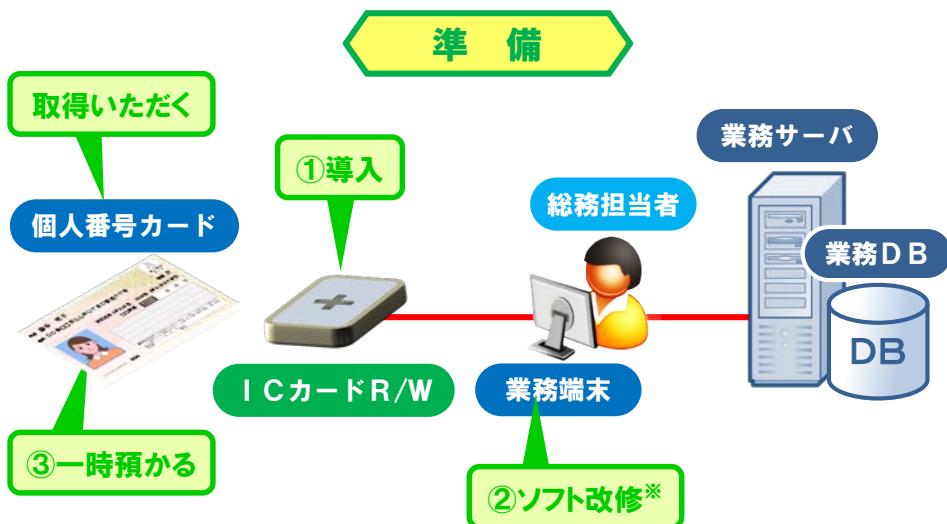
- ⑥ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認める時は、身元（実存）確認書類は要しない。（則3⑤）

個人番号の入力を正確・迅速に行う～「券面事項入力補助アプリ」の利用方法(その①)

主な利用主体・場面

- ◆ 個人番号関係事務・利用事務実施者が
- ◆ 従業員とその家族の個人番号を税や社会保障の各種帳票に記載する場面で

準備・利用の手順



- ①' 預かったカードをICカードR/W にかざす。
- ②' カードを見て個人番号を入力する。(注)
- ③' 業務端末からカードに照会をかける。
- ④' 入力が正しければ、カードから個人番号が返され、業務端末に表示される。
入力に誤りがある場合は、その旨が返され、業務端末に表示される。
- ⑤' 返された個人番号を業務サーバに取り込む。

メリット

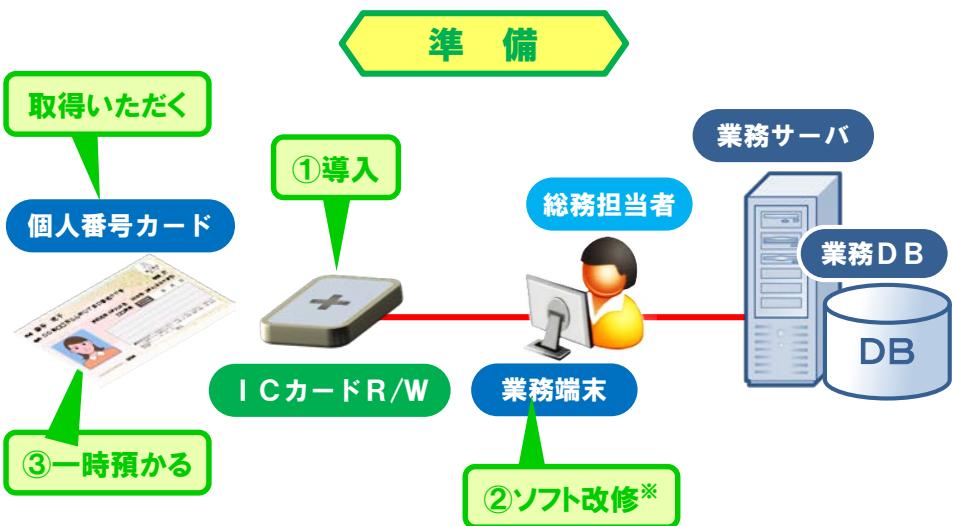
個人番号の正確な入力が可能に

4情報の入力を正確・確実に行う～「券面事項入力補助アプリ」の利用方法(その②)

主な利用主体・場面

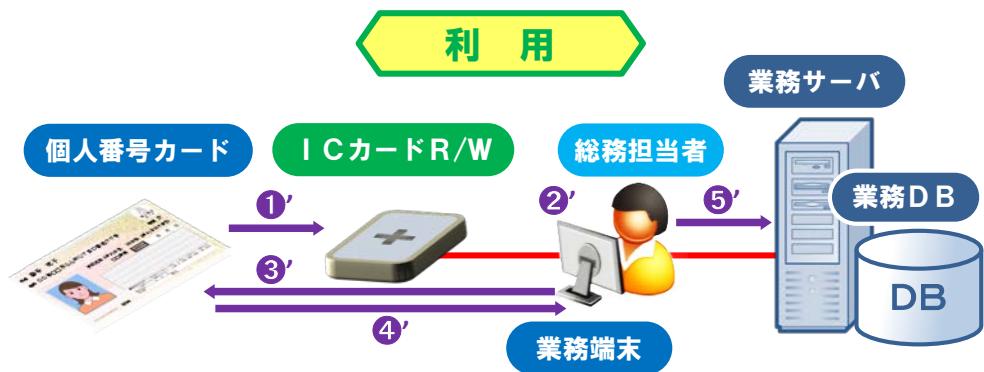
◆ 従業員等の4情報を記載する画面で
※個人番号を利用しないときも利用可能

準備・利用の手順



* 機能追加
カード読込→4情報を業務端末に表示→4情報を業務DBに取込

* 改修に必要となる券面事項入力補助アプリのインターフェースを開示する予定。



- ①' 預かったカードをICカードリーダ・ライタ(R/W)にかざす。
- ②' カード表面を見て照合番号14桁を入力する。
(生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁)
- ③' 業務端末からカードに照会をかける。
- ④' 入力が正しければ、カードから4情報(テキストデータ)が返され、業務端末に表示される。
- ⑤' 返された4情報を業務サーバに取り込む。

メリット

4情報(氏名、住所、生年月日、性別)の確実な入力が可能

主な利用主体・場面

◆ 顧客・申請者の新規登録の場面で

- 民間事業者が、新たに顧客から申込を受ける場面で
- 行政機関が、行政手続の申請を受ける場面で

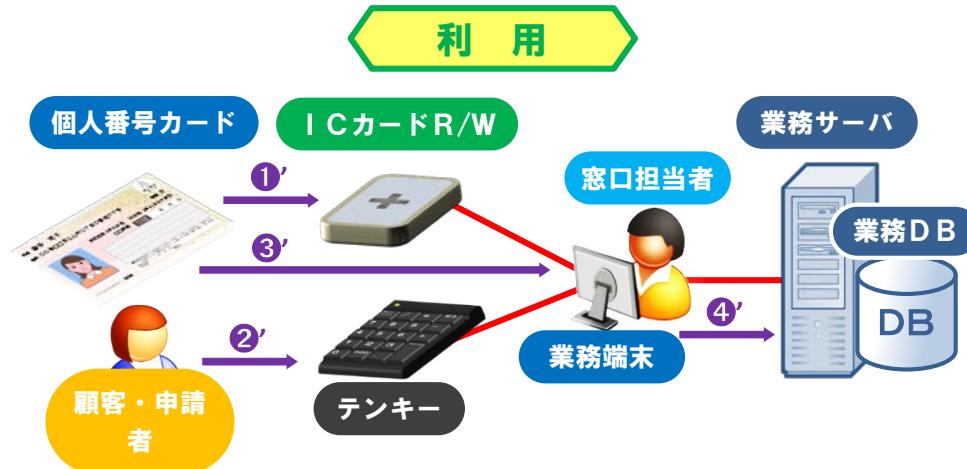
※ いずれも、対面・非対面(オンライン)を問わず利用可能

準備・利用の手順



※ 機能追加
カード読込→個人番号を業務端末に表示→個人番号を業務DBに取込

※ 改修に必要となる券面事項入力補助アプリのインターフェースを開示する予定。



メリット 個人番号+4情報の正確な入力が可能に

メリット 個人番号+4情報の入力の負担を軽減できる(顧客・申請者、事業者ともに)

顧客・申請者の入力の負担を軽減するために～「券面事項入力補助アプリ」の利用方法(その③-2)

主な利用主体・場面

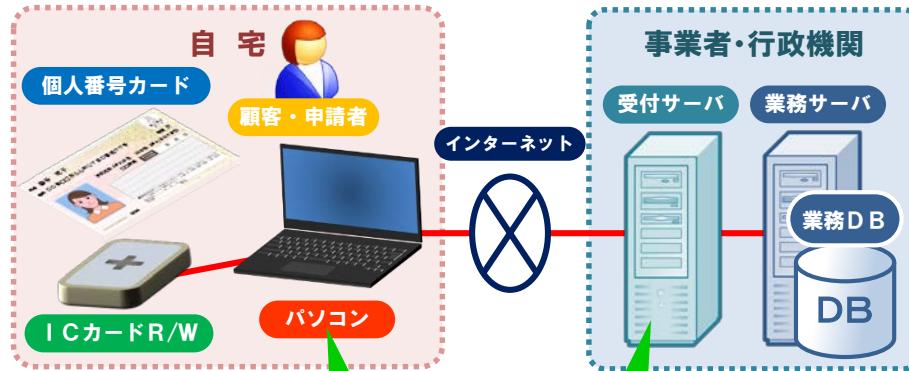
◆ 顧客・申請者の新規登録の場面で

- 民間事業者が、新たに顧客から申込を受ける場面で
- 行政機関が、行政手続の申請を受ける場面で

※ いずれも、対面・非対面(オンライン)を問わず利用可能

準備・利用の手順

準備

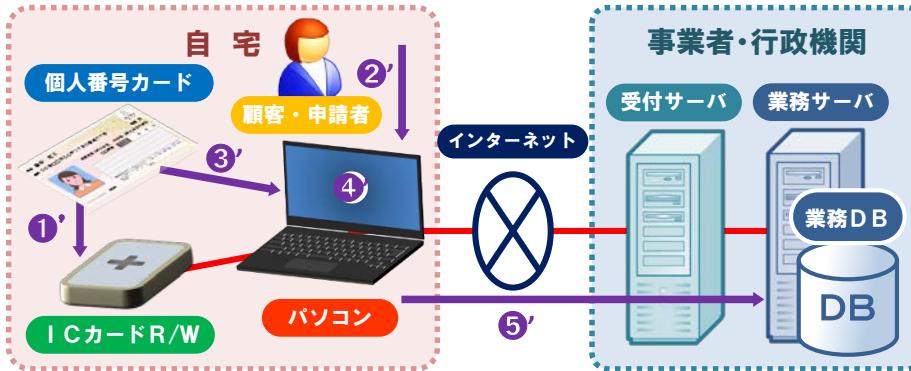


利用者が電子申請ソフトをインストール又は事業者がHP上の申請画面の改修※ (注)民間事業者・行政機関ごとに必要。

※ 機能追加：カード読み → パソコンに表示された申請書の様式に自動で個人番号+4情報を取込

※ 改修に必要となる券面事項入力補助アプリのインターフェースを開発する予定。

利用



- ①' 顧客・申請者が、カードをICカードR/W にかざす。
- ②' 顧客・申請者が、暗証番号(4ケタ)を入力する。
- ③' カードから、個人番号+4情報が取得され、パソコンに表示される。
- ④' 取得した個人番号+4情報がパソコンに表示される申請書に取り込まれる。
- ⑤' パソコンから送信された申請書を業務サーバに取り込む。

メリット

個人番号+4情報の正確な入力が可能に

メリット

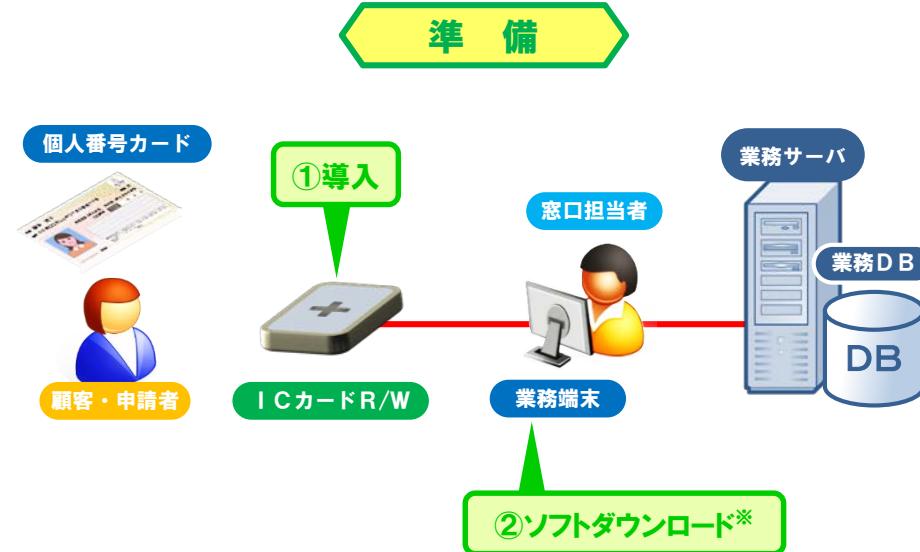
個人番号+4情報の入力の負担を軽減できる(顧客・申請者、事業者ともに)

番号確認・本人確認を確実に行うために～「券面事項確認アプリ」の利用方法

主な利用主体・場面

- ◆ 法令等で義務付けされた本人確認の場面で
 - 個人番号利用事務・関係事務実施者など
- ◆ その他の場面でも、自由に本人確認書類として利用可能
 - 対面(券面確認)の場面において、補助的に利用

準備・利用の手順



※ 券面事項確認表示ソフトウェア
(機構のHPからダウンロード可能とする予定)



- ①' 顧客・申請者に、カードをICカードR/Wにおいてください。
②' 窓口担当者が、券面を見て照合番号を入力。(注)
照合番号<
A 個人番号を利用できる者：個人番号12桁
B 個人番号を利用できない者：14桁
(生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁)
③' 業務端末からカードに照会をかける。
④' カードから券面情報が返され、業務端末に表示される。
照合番号<
A 表面と裏面の券面情報
B 表面の券面情報のみ

メリット カード券面の真正性の確認が可能に

メリット 確認したカード券面情報を印刷やデータで保存し、証跡を容易に残すことが可能に

民間事業者の皆様 ～公的個人認証サービスの利用に関する問い合わせ等はこれら～

総務省

公的個人認証サービス利用相談担当
(総務省自治行政局住民制度課内)

E-mail : kouteki-kojin@soumu.go.jp

電話 : 03-5253-5517

ウェブサイト : 総務省 公的個人認証 民間事業者向け で検索。
(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kojinninshou-02.html)

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)

公的個人認証サービス署名検証者担当
(地方公共団体情報システム機構公的個人認証サービスセンター内)

E-mail : jpki-minkan@ml.j-lis.go.jp

ウェブサイト : 機構 公的個人認証 で検索。
(https://www.j-lis.go.jp/jinfo/cms_18.html)